

別表第一(第十二条、第十五条関係)

(昭五二政一七・追加、昭五七政二三六・平一四政一四七・平二五政一一九・一部改正)

等級	障害の状態
一級	- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの - 二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの - 四 両下肢の用を全く廃したもの - 五 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの - 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの - 七 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの - 八 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	- 一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの - 二 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの - 三 平衡機能に著しい障害を有するもの - 四 そしやく咀嚼 又は言語の機能に著しい障害を有するもの - 五 一上肢の機能に著しい障害を有するもの - 六 一下肢の機能に著しい障害を有するもの - 七 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの - 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの - 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの - 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。